

(上圖) 曾母投杼圖機 (C) (太田氏論文參照)  
 (下圖) 綿くりに圖 (高尾氏論文及解說二三四頁參照)

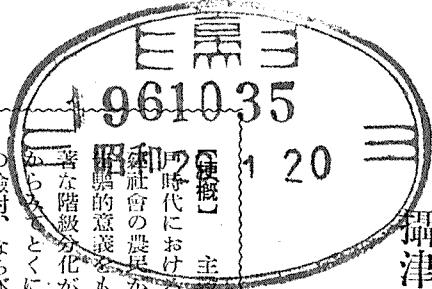
春來如秋之外有秋之秋  
物主物者之助成也  
此物之助成也  
中於陰陽之氣  
斗者如秋之助成也  
身陰陽之氣  
而此物之助成也  
中於陰陽之氣  
斗者如秋之助成也  
身陰陽之氣

一  
身陰陽之氣  
而此物之助成也  
中於陰陽之氣  
斗者如秋之助成也  
身陰陽之氣  
而此物之助成也  
中於陰陽之氣  
斗者如秋之助成也  
身陰陽之氣

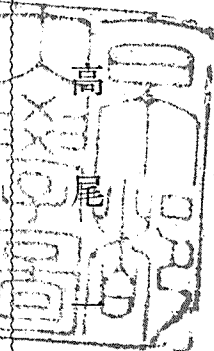
銀屋仲間百二十三人返答書寫（寶曆三年覺帳 杭全神社藏）

（高尾氏論文及解説 169 頁参照）

# 攝津平野郷における綿作の發展



〔備註〕 主として農業を唯一の基礎産業とする封建社會から、各種の産業が次第に發展して、日本の近代社會が準備される。江戸時代における綿生産の發展も、その重要な一つである。しかし、綿生産の歴史は、決して平坦な途を歩んだのではなく、封建社會の農民が諸種の封建的束縛と闘ひ、又困難な社會的諸事情を克服することによつて、押し進めてきたのである。そうした顯顯的意義をもつ大阪平野の綿作の發展を追求した。しかし、ここでおぼろげにされた課題として、近世初期に既に農民の中に顯著な階級分化がみられる理由、農業經營としての綿作の初期の發展と後期のそれにおける歴史的相違點、また工業發展の視角からみると、とくに幕末期の農工の分離過程と問屋制家内工業の實態、從つて町方に對する在方資本の分析といわゆる寄生地主制の検討、ならびにそれらの歴史的評價を果しえなかつたことを遺憾とする。



## 序 農民の商品生産としての綿作

中世末期の「自由都市」として泉州堺と並び稱せられる攝津平野郷が、近世史に提示する課題の一つは、綿作と緑綿の發展である。

天保四年（一八三三）に刊行された大藏永常の「綿圃要

攝津平野郷における綿作の發展（高尾）

務」には、河内の綿作の中心地として八尾と平野をあげている。その状況を同書について見るに「平野大阪より二里東 邊は……半田と號して、盤に香を盛りたるがごとく、一畦は田、一畦は畑にして、土をかき揚たる方に綿を作り、低き方に稻を作るを搔揚田ともいひて、其田の處に水溜れども、畑はよく乾き、殊に田土を揚たるものなれば、土肥て、外の肥しの半分入て綿よく出來、水田の稻も一段見事に出來るな

り」という。平野郷杭全神社所藏の寶永三年(一七〇六)覺帳によると田畑作付面積が記されていて、當郷では綿作が全耕地の六一・七%をしめ、稲作の約倍になつてゐることが判る。もつてこの地方の農業が綿を中心としてゐたことが明かである。ところが綿は、米に比較すると、加工された販賣されるという商品的性格を多分にもつことによつて、この地方が純農村に比して、複雑な性格を具える條件となるものであつた。

寶永3年平野郷耕地作付面積(畝以下切捨)

田 方	稻 作	108町1反3	29.8%
	木 綿 作	116. 7. 7	32.1
	計	224. 9. 1	
畑 方	稻 作	15. 6. 3	4.3
	木 綿 作	107. 5. 1	29.6
	大豆	3. 5. 5	1.0
	大角	1. 8	0.6
	茄	. 3	
	大角	. 6	
	た	. 3	
	小	. 2. 5	
	大(川)	2. 3	0.7
	欠(荒)	. 7	
	計	138. 2. 1	
耕地總計		363. 1. 2	100

從つて「平野郷の儀は農商兩様の場所にて、古來は綿商賣繁昌」してきたのであり、農民は「往古より綿商ひにて多く渡世」してゐるという現象を呈してゐる。

こうした綿作において、收穫した實綿から種實を除く作業が綿繰りであり、その製品を繰綿という。繰綿はさらに打綿にして條巻じょうまきを作り、これから糸を紡ぎ機を織ることは「綿圃要務」の述べるごとくであるが、まことに綿作は農村における農民の最も代表的な商業的農業であつた。しかしこの綿作から紡績の過程のうち、當郷の農民の商品は實綿と繰綿が壓倒的に多い。とくに繰綿は近在の村々から集められた實綿を加えて生産される。安永二年(一七七三)覺帳に「平野郷、竈數凡二千軒もこれあるうち、高七・八分通りは農業第一に任り、作り綿に近郷近在より實綿買添え、繰綿に任り、繰賃の助力等をもつて渡世相續任り候」とあるが、生業としての繰繰りの重要さは「繰屋商賣の儀、當郷第一に御座候」とか「繰家々數甚多御座候」「其外百姓くり抔なま大分の儀に御座候」という言葉にもあらわれている。つまり専門の綿繰屋と百姓繰りが廣汎に存在したのである。そしてそのため當郷に集荷された實綿は、主として河内・和泉・大和方面のものであつた。

なお家内工業としての製糸織もなかつたわけではな

い。「身軀限附立帳」の破産農民の家財の中に「かせ車(惣)

一」「糸車 三」等の記載を見るように、「妻子どもも紡績

の稼かせ」として小規模ながら農家で行われたらしい所収所収また

盗難品届に「繰綿三貫五百目斗、篠卷二貫目斗、総糸二貫

六百目斗をあげているものがあることからも判るであろう

天保十年さらにもた「私毛綿商賣仕り……至て糸細く手間を

入れ農業透すき間に織出し」と述べるような農民もいて、その

製品には「白毛綿」「嶋毛綿」があつたことも知られる寛政二

一般的にいつて、近世の初・中期においては、東北地方

が米を、西南地方が特殊農産物を販賣するに反して、中央

地帯はこれらの商品を購入すると同時に、絹・綿の衣料品

を東北・西南地方に送りこんでいた。中央地帯は、養蠶・

綿作の商業的農業とその加工を中心とした商品生産の發展

によつて特色づけられている。こうした江戸時代の國內市

場の形成は、日本の近代社會を準備したものとして重要で

ある。この中央地帯はさらに絹を中心とする北部と綿を中

心とする南部に分けることが出来るが、平野郷はまさにそ

の中央地帯南部の特色を濃厚に示すものといわねばならな

要な一環として、全體の中に位置づけられる。

### 一 綿作農民の存在形態——農民の諸階層

綿作を中心とする農民の商品生産が、當郷ではいかなる歴史的社會的諸條件の下に行われていたかを考えるためまず農民の諸階層を見よう。

延寶7年平野郷土地所有廣狹別階層構成

0—1	1—5	5—10	10—15	15—20	20—	反
183	270	112	32	17	36	650人
28.1	41.6	17.2	4.9	2.6	5.6	100%

(寺社・講・桑津村出作分を除く)

延寶七年(一六七九)の檢地帳によれば、平野郷町七町四村で耕地三六三町一反二畝二七步・屋敷地二五町八反一畝七步あり、かなり広い地域にわたつていて、現在大阪市の東南部を占めている。いま同帳から計算すると、土地所有者として記載された人數は約六五〇人であるが、五反以下の零細額を所持するものが約七〇%いる。このうち一二〇人程は

耕地を全く持たず一反以下の屋敷のみで、いわゆる高持ではない。一町五反以上の土地所有者はわずか八・二%にす

ぎないが、耕地について見ればこの層のみで一五七町七反餘の多きを占め、全耕地の約四六%にわたる。土地の集中度がはげしく階層分化が進んでいることを示すものである。たとえば當郷の惣年寄格であり平野七名家ななやの一である辻葩氏についてみても、元祿・寶永・享保と次第に土地を買集めており、寛保二年(一七四三)には總高三六五石餘に達している。辻葩これは上田にみつもつて約二四、五町にあたる大地主の例である。こうして高持百姓の中にも早くから階層分化がみられるが、土地集積の反面は土地喪失であり、廣汎な水呑百姓の存在が豫測される。はたして寶永三年(一七〇六)覺帳には、高持四五軒・水呑二二〇軒とみえ、高持四五軒は前記檢地帳の一反以上所有者の數にほぼ等しいが、水呑は高持一人に對し四・八五人の高い比をなしている。なお大高持は本郷七町に集中している。

こうした高持水呑はその性格に従つて次のように分類される。

(一) 商人地主層——平野郷は中世末期より商業都市として發展したから、本郷七町の高持が多く商人であるのは當然で、とくに高持上層部は商人地主として寄生的性格が強

い。「當郷は商賣人ども入交り候につき、高持ども一切耕作仕らず」というのは誇張であるとしても、高持二町歩以上土地を所有する高持なら、土地を小作に出すのが普通である。そうして彼らは主として綿間屋・茶種油商・綿質油商・肥料商・藥種商・質屋などに従つてゐる。このような高持は、ここでは「宛作高持」と呼ばれてゐる。

(二) 商品生産者的中農層——耕地一町歩前後の高持中層部は主として自作農であり、「宛作高持」に對する「手作高持」である。彼らは「其年の勝手により商職しやうしやく開敷ひらこれあり候えば、農業あい止め……又翌年は勝手により農業仕」というのが實情であつたと考えられる。延喜綿商賣をする農民なら、農業經營もしながら他方繰屋あるいは「百姓繰り」をして、生計を立ててゐるのである。たとえば明和九年(一七七二)覺帳に

吉兵衛所持の田畑七反餘御座候。此實綿凡七百斤餘、此實四百五十斤餘……河州譽田村利平次え相渡候實千八百斤……。残り候實は、右吉兵衛綿繰屋商賣仕候故、繰溜候實と手作實と一緒に仕……。

とあるように、吉兵衛は田畑七反餘を所有する高持であり、自己の手作綿を中心に繰屋を営んでゐる。この綿繰り

の副産物としての綿の實が千八百斤あり、實綿にみつもれば約三千斤にあたるが、それ程他所からも買込んで綿繰りを行つてゐるのである。これなど商品生産者的中農層を代表する典型的繰屋の例といふべきであらう。しかも彼らは「繰子」と申者は、繰の繰屋一軒の家内にも大勢其日を過し申」といわれるような綿繰り労働者を使用してゐた<sup>年々</sup>。しかし「くり屋ども多く御座候へども、元手を貯へ商ひ仕候者は、少々ならでは御座なく候。惣躰、綿時分にあいな<sup>年々</sup>り候へば、相應々々に元手を他借仕り、商仕り候」という程度の小企業者が多かつたのである<sup>詞</sup>。

③ 小作貧農層——この地方の水呑小百姓は、出作入作や、また一人の小作が何人もの地主から土地を借りていたりするため、地主・小作關係が「兎角相互に實意薄」いものといわれる<sup>土橋文彦 第九月十八日登</sup>。恐らく中世末以來、商品生産の進んだ地方の一般的特色であり、農民的所有權の發達も早く、しかもそれらが零細に入組んだ場所における生産力の高揚と商品流通の波が、邊境地帯にみられるような名子・被官といつた特定的人格拘束を不可能としたからである。そのため「綿稼ならびに下作等あいかね渡世」するような半農半商的小作人を多く生み出している。さらにいえば

「小百姓の分は、少々づゝの元手銀他借仕り、實綿五斤十斤づゝ買集め商賣仕」たり「小作人に至るまで大家小家とも家に家毎に、秋冬の間少々宛の元手銀他借仕り、作り綿に近在より實綿買添え綿商賣仕」るような農民である<sup>年々</sup>。小作と實綿賣買あるいは綿繰りをかね、中には繰屋を開く者もいるが、またこうした繰屋に繰子として雇われてゆく者も多かつたであらう。商品經濟に照應した封建的小作人としての性格が顯著に示されている。

## 二 綿作經營の隘路としての封建的地代

上述のような諸階層が、その生活をいとなむ社會の封建的關係のうちにおいて、各々その異なる立場により、どのような制約をうけたであらうか。

延寶七年（一六七九）の新檢地以來、當郷の約六七％が上田、上々畑となつたが、その斗代は一石五斗で、これの免七ツという定免制が、年貢收取の形式である。つまり斗代に免を乗じた一石五斗が、上田上々畑の定額の反當貢租量なのであるが、それが六公四民の六公にあたると觀念されていた。年貢收取の形式が何であらうと、その原則はあ

くまでも米納で六公四民ということであつたからである。<sup>(12)</sup>  
 したがつて斗代が一石五斗でも、それが検見をして六公に  
 あたるなら、それだけ收取されることもあるわけである。  
 とにかく六公四民の原則が綿作にも貫徹している。

ところで綿作の場合、當郷における江戸時代の反當收量  
 を明かにすることが出来ない。近在の六反村のように「田  
 畑の内、七分通り木綿作」という平野郷と同じ條件の場所  
 があるが、ここで「田方木綿作出來方一反＝上七〇斤中五  
 〇斤下三〇斤」といわれる<sup>同昔田綿製  
小技文書</sup>約一五〇斤であるが、  
 もつとも綿作は、天候による不作の危険率が多い上に、多  
 量の干鰯・油粕等の金肥を必要とし、また多人數の勞働力  
 を投下せねばならなかつたから、「綿圃要務」に散見する  
 ように五畿内邊の上作反當實綿四〇貫(平野目二二〇目一  
 斤で約一八〇斤)を期待するにも、右の諸條件が揃わねば  
 ならぬ。それ故にどの階層の農民にとつても綿作がよいわ  
 けではなく、「手作高持」中層以上にしてはじめて右の收  
 量が可能ではなかつたかと思われる。小百姓水呑ならば後  
 に見るように條件の不備による收穫減少の差が大きいから  
 である。

綿年貢の計算は、定免制ならば一筆の土地毎に反當綿何

斤吹ということが決まつていて、その綿の代銀を納入すれ  
 ばよい。たとえは百斤吹、五十斤吹といつた具合である  
 が、これは一定年間の検見の平均によつてゐる。その検見  
 は寶曆九年(一七五九)覺帳に「木綿作内毛見、百姓方内  
 證にて算用は、田畑一反歩の本斗平均凡一石五斗として、  
 其年々の米値段凡積りを、右本斗一石五斗え掛、此銀高  
 を見て、借又其年々の吹綿野取直ぐの直段を以、右米代銀  
 を割候えば、一反に綿何十斤に當ると知れ申候」とあるよ  
 うな町役人の内検見がもとなつてゐる。不作の地は實際  
 に坪刈をして決定するが、こうした下見をしたその報告に  
 もとずいて領主側の検見が行われる。その結果斤吹定が行  
 われるが、一度検見をすれば兩三年はその斤吹定の定免と  
 なつたようである。たゞしこの定免制は、どこまでも石高  
 が規準であり、綿も時價を媒介として米に換算され年貢が  
 決定されるのであり、その石高相當の代銀を支拂うわけ  
 である。従つて經營に資力をそそぎ、反當二百斤も收穫しう  
 る中農層の場合、綿價格が米價格より高いかぎり、定免制  
 で反當り一石五斗の年貢の負擔はそれ程困難ではないと考  
 えられる。たゞ種子・農具償却費・肥料・奉公人日雇給銀  
 等の生産費が稲作より二倍三倍高價となるという問題があ



る。又貢租が右の如く石高を基礎とするかぎり、米價・綿價の二つの可變的契機をもつことによつて、代銀納といつてもきわめて流動性をもつ不安定なものとなりやすい。これでは貨幣額が一定した金納地代のように、賃銀労働者を雇傭して經營を擴張しても、なおかつ採算がとれ經營が改善されるようなだけの利潤を生む確實性に乏しいのである。なおまた全體の比重からいつても容細小作經營が多いから、定免制を長く繼續することが困難であり、前の檢見から兩三年もたたぬうち領主に檢見減免を申請せねばならなかつた。檢見は綿作の出來高の上中下を見立ててそれぞれ坪刈を行い現實の總收量を算出し、靱になおして六公四民を適用するから、農民の手許に剰余の殘される余地は少い。さらにまた米も綿も上納値段は領主側の指示するところであり、實際の時價よりいつも若干上廻つてゐる。

以上の如き農民にとつて不利な點が考えられるほか、手作高持ならこうした本途物成以外に、小物成・口米・夫金を負擔せねばならぬし、綿作が非常に有利であるとは決していえない。なおまた免狀・皆濟目録等にはあらわれぬ領主・町村の入用や諸雜費がかゝつてくる。たとえば天保十年（一八三九）には、石掛り・支配銀・黒見役・臨時・米

役・家敷年貢等の名目で、町村單位に米・銀が收納されており、文個々の農民の負擔する具體的内容を明かにしえないが、こうしたものを差引けば中農層すら余裕はなかつたと推測される。ここでは何といつても、擴大再生産のための資本蓄積を困難にする石高基準の高率の貢租が、まず綿作經營發展の大きな制約となつてゐると考えてよい。

小作貧農ならそれ以外に地主に地代を支拂わねばならぬから、經營は一層制約された。まず手作高持程の條件を整ええないから反當收量に拘束をうける。次に地主から領主の貢納と同じく宛口という石高を基礎とした小作料を課せられ、それが高率であるため出來高の内檢をうけて減免してもらふ慣行があるが實はこうした地代收取の方式が隘路となる。たとえば寶曆九年（一七五九）覺帳に、末吉永五郎の小作人であつた正覺寺屋次郎兵衛は、宛口二石一斗の土地を綿作していたが、小作地の取り上げが行われたため次郎兵衛より訴訟に及び、その結果、小作料以外の收穫物を戻してもらふことで落着いた事件が記載されている。その時の勘定に、右耕地からの取綿が九三斤半で代銀一〇一匁三厘、縁豆が一升で代四分、綿木約三〇把で代三匁、計一〇四匁四分三厘の收穫である。宛口二石一斗のうち二

斗はすでに免引してもらうことになつてゐるから一石九斗  
 分支拂えばよい。この石代銀が九三匁一分であり、これを  
 地主に渡すと、小作の手許に一一匁三分三厘が残されたわ  
 けである。宛口二石一斗といへば一反前後の土地である  
 が、このように反當收量がわずか九三斤半という低さであ  
 るのは、主として肥料等の不足によるものであろう。次に  
 小作料が高率であるから免引しても、小作人の取分が一一  
 匁余では肥料の代銀にもならない。領主年貢を含む地主の  
 取分の大きさは、小作經營の單純再生産さえ保證してい  
 とはいいがたいように思われる。もつともここでは裏作分  
 が加算されていないが、それにしても小作が收支をあわせ  
 するためには綿商品の加工・賃労働に従事せねばならなかつ  
 たであらう。このことは高率の宛口がそのような農業經營  
 外の労働の成果をも前提としている結果となる。そして高  
 率の宛口と免引の調節によつて、地主側で自在に地代收量  
 を加減することが出来る。さらに石高を基準とする代銀納  
 制は、地主側が綿の小作値段を決定することによつて、地  
 主側に都合のよい流動性を附與されてゐることになる。こ  
 れは「地持仲間」の組織を説明すれば明かとなる。

當郷には、惣年寄―町村年寄―五人組という支配組織の

他に「地持中」また「地持中間」という地主聯合の小作人  
 支配の組織があつた。これは地主小作の私的關係が解放的  
 であるため、それを補強するものとしての機構である。宛  
 作高持によつて構成されたようだが、地仲間惣代があり會  
 計雜務を處理する仲間役人をおいており、惣年寄の「惣會  
 所」に直屬している。その機能としては田畑屋敷の賣買や  
 高持の監督等があつて、領主側の封建的支配の末端をなし  
 ているが、その最も主な機能は小作人の監督であり、とく  
 に綿作に關して意味をもつものであつた。すなわち畑の見  
 廻り・内檢を行い、出來高を見て年々の減免を決定し、寄  
 合相談の上、仲間の入札でその年の綿値段を決め、小作の  
 銀納額を公定するのである。寶永三年(一七〇六)覺帳の  
 例でいへば、この年は宛口一石に對し綿が六五斤に相當す  
 ると見立て、その六五斤の値段を入札で七四匁としてい  
 る。小作人は宛口一石につき七四匁を納入すればよいわけ  
 である。これが初値段で十日遅れになる程一匁ずつ値上り  
 してゆく。この結果を惣年寄に報告し、惣會所から本郷散  
 郷に通達させて、小作人に徹底させることになつてゐた。  
 又宛米や年貢銀を上納しない小作が多いと、地持仲間とし  
 て惣年寄に訴え、惣會所が各町村の年寄を呼び出して五人

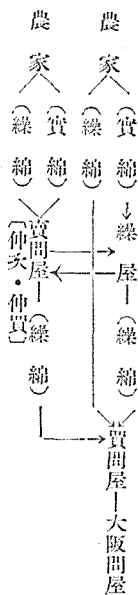
組を詮議させ、未納の督促をするようになっていた。このように個々の地主が小作に對してあらゆる強制力をもたず、地主聯合として小作に對應しており、惣年寄―年寄―五人組といった支配系統を通じて、地代收取を確保しているのが特色であり、同時にそれは領主への收納をも確保するものであつた。

こうした綿作を既に豫定した一石五升という領主への地代率の高さ、またそれにとりまらぬ宛口の反當平均二石二、三斗という地主への地代率の高さは、右に見た收取様式によつて確保されるばかりでなく、それは農業經營として綿作以外の勤勞の成果をも捕捉せんとする結果となり、そのかぎりて綿作經營そのものの發展に大きな制約とならざるをえなかつた。封建社會における農業經營の課題は、その變化と發展が、これに基礎をおく封建社會そのものに直接影響するものとして重要である。そうした視角から江戸時代の農業經營の類型が分析され、これを東北日本型と西日本型に區分しているが、前者が自然經濟的色彩の強い地主經營を中心とするに對し、後者は貨幣經濟に接觸する小農民經營が中核となり一般的には藩の專賣制度等の下に次第に窮迫化するとされている。たゞ後者にあつてはその

特殊型として、農民が商品經濟に依據しながら經營を充實させ發展させてゆく「攝津型」が打ち出されており、これについてはなお若干の難點をもつとはいひながら、この農業經營こそ、封建社會を決定的に無意味なものとし、これを内部から崩壊させるものであつた。中央地帯の農民の商品生産はまさにその「攝津型」農業經營への可能性をもつていたといつてよい。だがそれは何と困難な途を歩まねばならなかつたのか。これを地代收取の面より考えても、平野郷町に見られるような諸種の負擔と收取關係の複雑さが、生産者の手許に剩餘を残すことを困難にしている事情、さらに次に見るような封建都市の前期的資本の制約が考へあわせられねばならないと思われる。

### 三 綿の商品化の隘路としての前期的資本

享保六年（一七二一）覺帳に收める「買間屋・賣間屋・繰屋三方の定書」によれば、普通農民の綿は左の經路をたつて商品化された。



同書によれば元祿十二年(一六九九)より綿檢分會所が當郷に設置され、繰綿のしめりを吟味し「平野綿」と銘打つて他國に出されたという。檢分會所の費用は買間屋・賣間屋・繰屋で分擔し10・3・7の比で負擔された。享保頃になると農家・繰屋より買間屋への直賣がさかんとつて、賣間屋は衰微したという。たゞしその名目がすたれただけで、仲買業者はその後も存在した。買間屋は繰屋・賣間屋から繰綿を購入して諸國問屋と取引をする。たゞし大阪の問屋資本の手を経てである。

周知のように大阪には三所綿問屋・三郷綿屋仲間・綿買次積問屋等があつて、幕府に冥加金・運上銀を納めそれぞれ株仲間を結成して商業統制と利潤の獨占を行つていた。平野郷の問屋もその仲次問屋の性格をもつものであり、大阪のギルド的資本とともに流通過程を獨占することによつて、そこから汲みとる利潤を分配する形態をとつてゐる。これが生産者農民の綿價格を押し下げるはたらきをする。かの有名な文政六年(一八二三)の攝河千七ヶ村の大阪三

所綿問屋に對する反對運動も、三所問屋が生産者や村方商人の綿の他國への直賣を禁止し、村方商人を問屋の手先同然にして綿價格を抑壓したからに他ならない。こうした問屋資本の取引獨占・直賣の抑壓が、農民や繰屋の生産者價格を下げ、農民のための綿の商品化の制約となつてゐる。

大阪のギルド的資本はまた繰綿の延賣買という方式で生産者の繰綿價格を押し下げる。寶曆十年(一七六〇)大阪に延賣買の會所が設立されたが、これは先物取引を行うのであり、以後こうした「不實帳合商内」が町方のみならず在方まで流布する。明和九年(一七七二)覺帳によれば、平野郷の商人も繰綿延賣買會所の設立を願ひ出ており、一旦大阪の綿會所よりこちらの差障りになると横槍が入つて願ひ下げになつたが、ここにも大阪資本の優越が示されてゐる。この年には大阪三郷綿屋仲間より仲間以外の綿の直賣を禁止すべき願ひが出されており、幕府はその旨の觸書を出すとともに、近郷仲間株の設置が計画されたが、平野郷他三ヶ村からの返答では、これに反對してゐる。平野郷では綿商いはしているが「百姓商人」なのだから仲間株に入ると「難澁」すると述べてゐる。安永三年(一七七四)

に至つて、逆に大阪延賣買會所より平野郷に出店願が  
出され、平野郷問屋商人と共同して會所が設置されることにな  
つた。大阪資本が先手を打ち、在方の問屋資本と利潤分配  
のため妥協したのである。榮永、三  
年、號、三これがまた綿の價格を抑  
し下げて農民の不利となるので、會所廢止を再三訴え「百  
姓綿取入の時分、綿會所方より賣下申候につき、自ら百姓  
手取の綿に引連、直段下直にあいなり」榮永、十  
年、號、十年貢納入に  
も困ると述べているが、結局天明六年（一七八六）まで廢  
止されなかつた。封建的支配者はその冥加金のために弊害  
がおおいがなくなるまで黙視したのである。

右のような大阪資本の前期的性格は當郷の問屋資本にも  
共通する面があり、當郷の農民繰屋も問屋からそうした製  
肘を受けていた。前掲「定書」にも繰屋は原則的には當郷  
問屋の他に繰綿を賣り出すことが禁じられている。問屋が  
販賣市場を獨占している形である。しかしこれは繰屋の成  
長によつて、その矛盾が表面化せざるをえない。文政十二  
年（一八二九）繰屋から當郷綿仲買ならびに問屋が、相場  
より安く綿を買込むので困ると訴えており、翌十三年（一  
八三〇）には仲次問屋が繰屋の他所商人に直賣するのを取  
締らうとする動きに對し、繰屋は反對している。同  
年、號、十又幕末

攝津平野郷における綿作の發展（高尾）

弘化五年（一八四八）にも繰屋は、「實綿買入は百姓方不  
作にて日々相庭あい上」るのに仲買達は「注文なきの趣に  
て直段下落ならでは買入申さず」と訴え、さらに仲買が繰  
綿代銀を支拂う時に「相場違」の不正を行うで困ると述べ  
ている。同  
年、號、十このように直接生産者が綿を商品化せんとする  
時、流通過程を獨占する特權的資本から絶えず制約をう  
け、これと困難な抗争を経過せねばならなかつたのであ  
る。

前節において、綿作經營が發展し生産力を増加するため  
には、生産者の手許に資本が蓄積されねばならぬと考え、  
それを制約していた封建的地代について述べたが、この節  
においては更に生産力の發展を導くためには、生産者が流  
通過程をも把握せねばならぬという視角から、その制約を  
なしている前期的資本の存在を指摘した。なお他に種々の  
諸條件を分析すべきであるが、ここでは最も重要な二つに  
ついて述べたのである。

#### 四 商品生産としての綿作の展望

本節では主として文化・文政から幕末に至る綿作と繰綿

りの發展をみたいと思う。はじめに統計的資料の説明をしよう。

(A) 綿作付面積——當郷の綿作の消長を最も端的に示すものは、年々の覺帳に記録された綿作付面積の數字である。これによると寶永三年(一七〇六)には二二四町二反余であつたことは前掲のごとくであり、その後約三〇年間は漸次増加しているが、元文二年(一七三七)から天明七年(一七八七)まで五〇年間はほぼ停滯しているとみてよい。以後次第に減少してゆくが、文政・天保にかけて再び増加し、天保七年(一八三六)には寶曆明和頃より多くなつて

(A) 平野郷綿作付面積

寶永	5	228.3町	文政	2	240.3町
享保	4	236.4		10	251.3
	13	237.9	天保	6	258.4
元文	2	252.8		7	264.4
延享	4	250.6		8	247.0
寶曆	7	253.9		9	260.0
明和	4	253.8		11	243.7
安永	6	251.0		14	244.3
天明	7	249.1	弘化	1	263.7
寛政	9	245.1		2	278.1
文化	3	231.4		3	275.1
	14	236.5	嘉永	1	273.2

いる。同八年(一八三七)から十四年(一八四三)までは變動が激しいが、飢饉や天保改革の嵐が吹き去ると、弘化二年(一八四五)には再び急昇して二七八町一反余に増加する。この年稻作付面積はわずか八二町余、その他雜事仕付が二町三反余にすぎず、全耕地の七六・七%に綿作が行われたわけである。嘉永元年(一八四八)はやゝ減少するが、大體、文化文政天保の綿作付面積の増加の傾向が注目すべきものと思われる。

(B) 總人口——町自體の盛衰を示すものとして總人口の變化があるが、これは種々な條件の總和としてあらわれるものである。しかし綿作・綿繰りともに勞働力を必要とするものであり、總人口の變化が雇傭勞働力の問題と結びついて有力な資料とならう。ここにあつかう總人口の數字には、當郷の社寺その他一般庶民に關係のない數字が除かれている。總人口を知りうる最も早い年代は寶永元年(一七〇四)であるが、この年で九一九六人である。同三年(一七〇六)以後一万台を保つが延享・寶曆・明和と九千台になる。安永三年(一七七四)には八千台に減少、天明六年(一七八六)には七千台になり、文化文政年代にも漸時減少している。文政九年(一八二六)以後若干の回復がみら

(B) 平野郷總人口

寶永	5	10547人		11	7517人
享保	6	10467	文政	2	7482
	17	10401		9	7324
延享	4	9085	天保	5	7529
寶曆	6	9274		7	7513
天明	1	9143		9	6818
	4	9056		10	6746
安永	8	8456		12	6875
天明	6	7552	弘化	1	7131
寛政	9	7992		3	7490
文化	1	7704	嘉永	3	7789
	6	7609	安政	5	7950

れるが、天保九年（一八三八）より十二年（一八四一）まで六千台であり、弘化元年（一八四四）には再び七千台に増加、以後幕末にかけて次第に人口増加の傾向がみられる。

(C) 高持百姓と水呑百姓——綿作經營の主體は何といつても農民であるから、高持・水呑の人口變化は農業經營に影響するものとして重要である。寶永三年（一七〇六）と明和元年（一七六四）をくらべると高持も水呑ともに激減している。以後高持は三百人台を維持しており大きな變化はみられないが、水呑は次第に減少して天明・文化・文政

攝津平野郷における綿作の發展 (高尾)

から天保年代に入ると六百人台さらには五百人台となる。弘化頃から再び六百人臺に回復して幕末に至る。水呑の減少が注意すべきものである。

(D) 繰屋——當

郷における繰屋の増減は全く断片的にしかわ

からないのであるが、年々ひどく變化するとは考えられないから、傾向を考えてもよいと思う。繰綿の盛衰は何とも繰屋數にその變化が示されると考えられるからである。寶永から寶曆へは増加、

(E) 高持百姓と水呑百姓の數

	高持	水呑		高持	水呑
寶永	3	445人		9	321人
	5	456	天保	5	324
天明	1	336		7	321
	4	345		9	312
安永	8	380		10	330
天明	6	369		12	335
寛政	9	395	弘化	1	345
文化	6	338		3	349
	11	335	嘉永	3	358
文政	2	355	安政	5	325

(D) 平野郷繰屋數

寶永	2	166
寶曆	7	290
文化	13	190
文政	6	120
天保	2	150
	8	300

寶曆から文化文政までは減少しているが、文政から天保にかけて次第に増加してゆく。

右諸資料のうち、まず(A)と(C)を考えるに、(A)綿作付面積の變化で注意すべきことは、文化文政以後綿作付面積が次第に増加してゆくということであつた。ところが(C)をみるに高持の數はさしたる變動をみないが、水呑百姓においては天保まで次第に減少してきている。従つて農民の綿作發展の主體が水呑百姓にあるのではなくして、高持、むろん手作高持にあるのではないかと豫測されうる。水呑の減少は、小作經營ではなりたゝぬということであり、小作經營が崩壊してきていることである。天保十年頃以降の水呑の増加にしても、遅々たるものであつて、前代の數字に比較すれば到底問題となりえず、經營を維持しうるものだけが生きのびていると思われる。綿作の發展が小作經營より手作高持の農業經營の發展によるものであることは、史料からも裏付けられる。

杭全神社所藏の「諸書付留帳」に文化十三年(一八一六)五月の宛作地持中願上書を収めているが、これに「地主手作え致しおり候綿作、いつにても出來のよろしき吹綿多く」「小百姓え宛作の分は、弱百姓ども多くあり、年々綿

の出來方よろしからず吹綿少し」と述べているが、あながち宛作高持の手作高持に對する僻目とはいへないのである。宛作高持の小作經營の衰退では、既に領主側でも喝破しているように「年々不作致し候は、全く肥入方、反に五、六十匁より百匁まで入れ申すべきところ、漸く二、三十匁の肥致し候故、何ヶ年あいたち候とも出來申すべき様なし」という金肥の問題が主な理由である。同書(文化八)  
だがその金肥が小作貧農ではなかなか買えないのである。

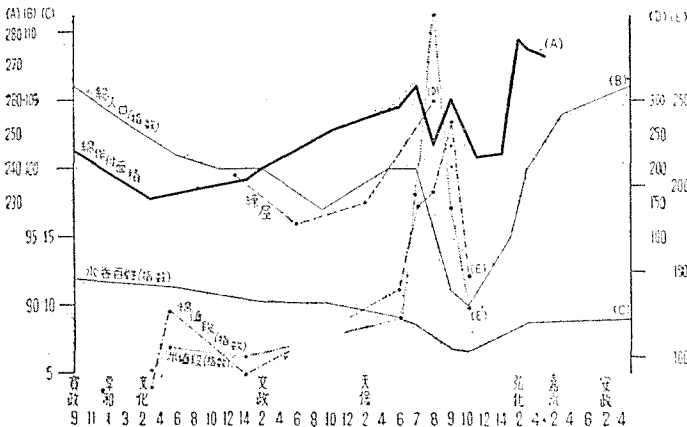
地代收取の重さのゆえに、小作經營だけでは收支があわぬであろうとは先にみたところであるが、農業經營外の所得も、未進年貢と家計の補充だけがやつとであつたと思われる。いやそれさえ出來ずに没落してゆくのである。たとえば天保六年(一八三五)覺帳に、難澁のため家財一切の「分散沽却」を願ひ出た農民の調書を記載しているが、それによると、彼は三人の地主より合せて宛口五石四斗の土地を小作しており、その收穫は米が二石三斗七升、綿が四九斤二分という貧弱さである。この米綿を賣却した代銀が二一五匁三九となつたが、年貢・屋賃の一部分と、頼母子・節季拂・米代の一部を支拂つて、なお肥料の粕代一〇八匁九その他借財を残している。このように肥料



は前借されているが「肥し等買入などは、多くは借り入に任り、利足等あいかり、取扱い候銀高よりは、肥しの仕込は少く」なるのが、小作人の實情であつて、貧窮故にまたそうならざるをえない。全體としてはかゝる小作貧農が壓倒的に多いのであり、それ故に田方稻作の定免を承知しても、木綿作は毎年といつてよい程、検見減免を願ひ出している。それをしも「御取箇の内、二、三分どおり上納し六、七分どおり御用捨受け候積り」なのだろうときめつけるのは、領主の僻目とせねばならない前掲(文化八) 小作經營の一般的衰退の傾向を背景として手作高持の綿作の發展があらわれるのである。

手作高持が、前にみたような資本蓄積を困難にする封建的地代を負担しながら、なお農業經營を漸次發展させたのは、やはり定免制にあつた。前節においては、この定免制がもつていた、一定の貨幣額を納入する金納地代より不利であるという、制約面を述べたが、この節では検見制に比べて有利である面をとりたい。封建領主にしても、検見をするよりも出来るだけ高免の定免制を農民一般に強制しているのは、領主として検見すればその收取を實際の出来高に應じて緩和せねばならぬから、定免で若干の用捨引を

江戸後期におけるA B C D Eのグラフ



してやつて取り繕う方が賢明であり有利だつたからである。これは小作貧農にとつては迷惑千萬であるが、手作高持には、收取される量かたとえ石高でも一定している方が検見されるより有利となる。それは彼らには收穫量を増

年號間隔は2年。天保6-10年は變化を強調するため1年。(B)(C)は文化文政年間平均總人口を100とす。(D)(E)は文化年間平均植段をそれぞれ100とす。

加させうる資力も多少はあり、それによつて増加した分だけ彼らの手許に残されるからである。その證據に檢見か定免かをめぐつて、手作高持と宛作高持の利害が對立している。この場合宛作高持は小作を代辯する役割を果す。たとえば文化十一年(一八一四)木綿不作によつて破免すなわち檢見を惣年寄から願ひ出たが、領主側役人より「手作百姓は御破免願に不承知の旨にもあい聞」いたから、定免で辛棒してはどうかといひわたされている<sup>目録</sup>。ここにはつきりと、手作高持が定免制を有利としている反映をみるこゝとが出来る。こうして綿作は手持高持<sup>(A)</sup>中農・富農層を中核として幕末にかけて發展してゆく。

次に綿作經營自體が伸びてくることは、同時に加工業の發展を誘うものである。とくに綿繰りの發展がともなうはずである。いま(D)を見るに、その指標としての繰屋の數が、作付面積の上昇よりやゝ遅れながらも、たしかに文政・天保と増加してきている。ところで繰屋が増加すれば、綿繰り労働者も増加してこなければならぬ。何故ならば繰屋の綿繰り作業についていえば、天保二年(一八三一)覺帳では、繰屋一五〇軒の毎日所要の實綿を八〇〇〇斤と見つもつているから、平均一軒の繰屋が實綿五三斤を一日

に繰るのである。安永二年(一七七三)覺帳では「くり賃の儀は、實綿十斤につき三十四文づゝ、未明より綿こなしに掛り、深更に及び候まで、一人別十斤ならでは得くり申さず」とあるから、一人一日實綿一〇斤を繰るとすれば、繰屋一軒で少くとも一日五人の労働力が必要である。繰屋の家族労働力が夫婦二人なら三人は他から雇備せねばならぬ。また家内三人働けるとしても、なお二人は他人の労働力にたよらねばならぬ。従つて繰屋が増加することは、そうした労働力も準備されてきていることである。こうして(B)に注意すると、まず(B)總人口は文政九年(一八二六)以降再び増加しようとする傾向を認めることが出来る。天保中葉の激減は、前にも述べたように特殊な事情によるものであり、それ故幕末にかけて再び急速な回復と上昇がみられたのである。しかるに(C)の水呑數は天保中葉まで減少しており、以後回復の速度も鈍くむしろ停滞している。このような(B)の事情を考えるに、總人口増加の傾向は、土地をはなれた人口を次第に包容してきているためと推測される。もちろん全部がそうなのではないが、小作人のように土地に結びついた労働力ではなしに、日傭・奉公人といった賃労働者出現が、人口増加をたすけていることと思わ

れる。これは綿作農業や綿繰りに吸収される労働力である。そうした賃労働がなければ、結局彼らは水呑小作として留らねばならぬから、今少し水呑の増加がみられてもよいはずであろう。これは、やはり綿作の發展や繰屋の増加に相應する現象でなければならない。

こうして注意すると、たとえば、既に文政二年（一八一九）覺帳などに「馬場町百姓鹽屋長右衛門方え日雇働まかりこし、日々賃錢をもつて」波世するというような農業賃労働者が見い出されるし、又同じく「福井市郎左衛門出店へ綿繰りにまかりこしおり候て、九ツ時比屠宅へ歸」るといふような繰綿賃労働者が、盜難届や失火届等に多く見られるようになってくる。綿作の發展も繰屋の増加もそうした賃労働の存存を豫定しているのである。

ところで繰屋が幕末に至つて勢力をもつてくることは、文久二年（一八六二）覺帳に「近來在方の繰屋ども仲買市場同様の儀致」すと見える言葉に集約的に示されている。

問屋資本に對抗するだけの實力を貯えて、はじめて、仲買や問屋同様に市場でふるまうことが可能であつたであろう。だがそれはいかにして可能となつてきたか。

前節において彼らが如何に大阪の前期的資本によつて制

攝津平野郷における綿作の發展（高尾）

約されていたかを述べたのであるが、文化文政以後次第にその獨占權が崩壞してくる事情を次に述べておかねばならない。これが繰屋のみならず在方資本の擡頭する主な理由でもあり結果でもある。周知の如く、都市の特權的な株仲間、水野忠邦の改革によつて、天保十二年（一八四一）廢止されたのであるが、その素地は既に準備されていた。

今綿にかぎつて全國的な動向に視野を擴大するならば、既に元文年間大阪に入津した綿關係の商品の産地は、五畿内のみならず中國四國九州にまで及んでおり、ほゞ江戸中期に中央地帯から西南地方にも商品としての綿作の普及が知られるのであるが、<sup>(10)</sup>なおそれでも大阪を經由することによつて、この地の問屋資本の支配をうけていた。しかるに大藏永常の「廣益國產考」も述べるように「天保前比より中國邊因州邊の木綿を、買上ぐる者出來て、多く買上げ、問屋へ出さず直に關東へ積廻す事を仕覺しまし、昔年より大阪へ出で來りて……諸國へ送るべき品の木綿、<sup>(11)</sup>たら」ざるようになつてきたのである。すなわち大阪問屋資本の支配を

うけずに、その獨占を犯して直接他國と直取引する者が、地方に廣汎にあらわれてきたのである。そうした意味で、前掲文政六年（一八二三）の攝河千七ヶ村の大阪三所綿問屋

に對する反對運動をみれば、これは大阪の特權的資本の制約を最も強力にうけている中央地帯の内部にも、同様な動きがあらわれたことであり、事實この場合大阪のギルド的資本が直賣・直船積を禁止したのは「近年余商賣の者又は船宿らが……在方と直取引に及ばず下直に買入るゝを得べし」と考へて、仲間外の綿取引を盛んに行つたのを抑壓するためであつた。にもかゝらず大勢は既に抗しがたく、その訴訟の結果は「百姓ならびに綿商人より、諸國買手に直賣・直船積を爲すは差支なし」という農民側の勝利に終つてゐる。もはや文政頃には内部においても、そのような生産力發展と國內市場の展開の段階にまで到達してゐるのである。このことは實綿・繰綿のみならず、織り出した木綿についても、少し早い寛政頃より同様の傾向がみられる。たとえば、大阪近郊の布施・八尾・久寶寺の在方の木綿仲買は、大阪の三郷木綿仲買屋に從屬していたが、寛政二年(一七九〇)の「在方組合申合印形帳」に「大阪仲買中取締りなられ候ても、在方寄屋中より抜け買抜け賣仕り候ては、木綿下直にもあいなりがた」と述べており、又同じく「木綿仲買屋中賣買方取締り申合連印帳之寫」にも「近來在方において木綿寄屋と唱候小商人、過分出來仕候

につき、此者共先手に廻り買取候様成往候につき、當地の木綿相庭とは、儘甲乙有之、甚渡世之妨にあいなり申候」と述べていることから八尾却つて寛政文化文政頃における地方の在方商人農民らの動向が推察出来るし、これが封建都市大阪のギルド的間屋資本の獨占を崩壊せしめる壓力として作用したことを認めざるをえないのである。こうした内外からの反撥する力が成長し、天保の改革による都市株仲間消滅によつて、これが急速に伸びることが出来た。當郷繰屋が「仲買市場同様の儀を致」すようになつたのも、そこに主な原因が求められよう。こうして商品生産者的中農層を中核とする繰綿生産も、幕末にかけて發展してゆく。

封建社會における綿生産の發展は、個々の小生産者に利潤が蓄積されることによつて、さらにその生産力の發展がもたらされるものであり、またそれが同時に綿の購買市場を廣汎に民衆の中に展開するものであつた。この綿生産になう農民は、やがて近代的自營農民あるいは産業資本家に發展してゆくべきものであるが、その一つの方向である商業的農業を通じて近代化の前提を作り出して行くことは、當郷町の綿作の發展に見られるごとくである。いま一

つは彼らが自らを新たな工業労働の發展に即應せしめながら形態變化してゆくこと、すなわち土地耕作を副業とし、賣るための工業労働を本業とするような、新たな小農民に成長してゆくことであるが、これは平野郷では綿織り作業の發展に求められよう。そうした新しい發展こそ封建的土地所有を解體させ、近代社會へ歴史を自生的に推進する力であつた。従つて平野郷の綿作綿綿の發展のうちに新しい歴史を展開すべきものが生れてきており、幕末の段階にかけて生長しつゝあつたことは、もはや疑えぬところである。それは封建的な諸制約の中から、これらの障害との困難な抗争をへて、——とくに封建領主と前期的資本の束縛の矛盾を感じこれに反撥しながら、次第に發展してきたのである。このように民衆の最も重要な衣料品であつた綿が、徳川封建社會の中から農民の力によつて發展せしめられてきたことは、我々の民族の傳統として誇るべきものと思う。たゞそれが、平野郷の歴史の幕末の段階において、なお新しい芽であつたにすぎないことと、まもなく安政の開港という海外よりの影響を蒙つたことが、その後の發展を大きく制約したが、日本の大工場制生産としての綿業が確立されるまで、なおその進歩的な役割を果したとい

攝津平野郷における綿作の發展 (高尾)

わねばならない。

〔附記〕 紙数の都合で觸れ得なかつたことが多いが、拙稿は大阪大學藤田幹先生を中心とする共同研究の一環であり、何れ詳細な調査の結果が報告され、拙稿の欠陥と誤謬が訂正されるであらう。成稿にあたつて大阪學藝大學酒井忠雄氏同じく津田秀夫氏京都大學大学院井ヶ田良治氏の御教示を得た。附記して感謝したいと思う。

註

①堀江英一「封建社會における資本の存在形態」(社會構成史體系)

②米價と綿價のひらきは綿作に影響するものであるが、近畿地方では攝津・河内・和泉・山城・播磨等の綿作地帯をひかえているため、貢租納入のために綿作を右高に換算せねばならなかつたから、特別に檢見。取箇(課税)に用いる米・實綿の比價を公定して、五畿内の代官所に觸れまわすことになつていた。大名領にあつても大體それに従つたようである。〔なお平野郷町は、元祿七年(一六九四)まで幕府直轄領、寶永七年(一七一〇)まで大名領、享徳二年(一七一二)まで再び直轄領、以後明治まで大名領となつており、「平野郷町誌」六四頁に代官・領主の姓氏の一覽表が記されている。〕米・綿の比價は、京・

大阪の町方相場か、町方在方一五ヶ所の上新米・上新綿の平均値段をとつている。今のところ判明したかぎり、拾つてみたのが(E)である。「近世地方經濟史料」第三卷一三六頁にも、比價があがつているが何れの年なるかを明かにしない。

(E) 米・綿平均値段

	米一石=付	綿百斤=付	史料
安永 4	銀 53.700匁	銀 122.933匁	杭全神社・覺帳
5	63.567	191.313	日本財政經濟史料 五
天明 1	49.420	105.900	〃
文化 3	54.913	109.667	和泉外山文書・要目控
5	63.687	155.600	〃
14	69.921	110.647	河内長橋文書・算當帳
天保 6	73.170	170.000	攝津難波村・抜書帳
7	116.000	230.000	〃
8	179.330	240.000	〃
9	111.000	290.000	〃
10	77.330	180.000	〃
文久 2	116.402	197.400	杭全神社・覺帳

註 天保年間を除いてすべて検見・取箇にもちいる五畿内平均値段。天保年間は攝津難波村における平均値段——恐らく五畿内平均値段算出の素材として上申させた史料(岡本良一氏採集)と思われる。

③ 下作米直段五十匁に相極申候得共、……御上納米御直段とハ、石ニ付十八匁五分餘價ニ相成申候(明和五年覺帳)

④  
⑤

昨年も御年貢上納之儀、平均七十六匁七分七厘三毛に而相納、下作直段之儀者、五十四匁に而取候(諸書附留帳、文化五年)別而御高免畑勝之場所、六分方銃前米平均直段に五匁六分増に而銀納仕來候(同前、文化十三年)

平野郷・近在村々上田小作料

	年次	反當平均	最高	最低	史料
攝津住吉郡平野郷	寛保 3	2.36石	3.03	1.71	土橋文書・宛前覺
河内丹北郡六反村	〃	1.50			小枝文書・明細帳
〃 若江郡西郷村	〃	1.80			西岡文書・〃
〃 古市郡古市村	享和 1	1.80	2.00	1.60	森田文書・差出帳
和泉日根郡五屋村	寛政 11	1.60			同村明細帳

註 村々は何れも大阪近郊の綿作地帯に屬する。平野郷については、實際の小作地の上田・上々畑の筆數 32 の平均を算出した。他村はこれを行ひ得なかつたので明細帳類によつたが、参考にとどまり平野郷の小作料が他村に比べて特に高いということの意味するものではない。

⑥戸谷敏之「近世農業經營史論」

⑦古島敏雄「近世における商業的農業の展開」(社會構成史體系)

⑧大阪市史 第二卷

⑨たとえば文化年間についていえば、文化三年(一八〇六)に地持仲間の内検を不道理として領主よりきし止められた。地持仲間はこので事實上崩壊し、同七年(一八一〇)まで定免制がしかれた。しかし同五年(一八〇八)からは、下見内検をして減免をしないと小作人が困窮するということで、惣會所が地持仲間の代りにこれを行っている。文化九年(一八一二)より同十三年(一八一六)までも定免制がとられたが、これは文化八年(一八一二)の見廻・内検による斤目附によつており、平均を以て免を割付けたという。こうした負擔量の一定が手作高持に有利に作用した。

⑩下段の圖表参照

⑪奈良本辰也「近世封建社會と近代的自營農の諸問題」(季刊社會科學1)

⑫一反親知ル事。上田一石五斗代ニ取箇七ツヲ掛、一石五升トナル。是ヲ倍シテ二石一斗ノ親トシテ六公ノ六ニ割ベ三斗五升ニナル。是一公一民ノ當前。右三斗五升ヲ四ヲ掛ケ一石四斗トナル。四民ト云。又三斗五升ニ六公ノ六ヲ掛、二石一斗トナルヲ六公トシ、四民ヲ合テ三石五斗上田一反ノ有親ト知。(土橋文

攝津平野郷における綿作の發展 (高尾)

書)

一反ノ有親知ル法。斗  
一 取箇七ツヲ掛ケ、夫  
ヲ倍シテ親トシ、六公  
ノ六ニ割レバ一反ノ有  
親知ル也(同前)

元文元年大阪入津の綿關係商品の種類・數量・産地

白木綿	1,178,391反	淡路、備前、播磨、河内、大和、攝津、周防、伊豫、豊前、豊後
嶋木綿	32,763反	和泉、攝津、紀伊、山城
緋糸	52,096,700匁	紀伊、攝津、淡路、和泉
緑綿	48,586,400匁	丹波、河内、山城、大和、攝津、伯耆、備前、備中、安藝、讃岐
實綿	1,603,878斤	大和、山城、和泉、河内、攝津、丹波、備中、讃岐

(高橋龜吉「徳川封建經濟の研究」P. 348 より)

棉産改進事業工作報告 中支建設資料整備委員

員會編譯部(編譯彙報四九)

棉花棉布に關する古代支那人の知識 藤田豊

八(東洋學報一五ノ二)

明代に於ける木綿の普及について 西嶋定生

(史學雜誌五七ノ四、五、六)

松江府に於ける棉業形成過程について 西嶋

定生(社會經濟史學一三ノ一一、一二)

支那初期綿業の成立とその構造 西嶋定生

(オリエンタリカ二)

支那初期綿業市場の考察 西嶋定生(東洋學

報三一ノ二)

十六・十七世紀を中心とする中國農村工業の

考察 西嶋定生(歴史學研究一三七)

近代化以前に於ける中國綿業の成立に就いて

渡部富義(史學研究二)

南京木綿興亡史 幼方直吉(東亞論叢一)

支那における紡績業と棉花 名利統一(東亞

經濟研究一—B6判五九九頁有斐閣 昭和

一六年三月)所収)

支那に於ける手紡絲と手織 小倉隆(滿家二

〇ノ一)

河南省の綿業 胡克良著大角發郎譯編(滿鐵

調査月報二〇ノ九)

山西に於ける織布業に於て 平野虎雄・山本

達弘(同二ノ一〇)

山東省濰縣に於ける織布業の變遷 堀内清雄

富永一雄(同二ノ一)

常州(武進)に於ける織布工業 上海事務所

調査室譯(同二ノ一〇)

平遙土布の生産形態 山本達弘(同三ノ一、

二)

山東省臨清縣布業概況 樺山幸雄(同二ノ

七)

雲南省棉業調査報告 綿業統制委員會著周自

在譯(編譯簡報一〇四)

武漢の紡績業 李建昌著長野正夫譯(同二ノ

四)

河南省の棉業 中支建設資料整備委員會編譯

部(編譯彙報一五)

全國經濟委員會棉業統制委員會三年來工作報

告(同六)

中國紡績事業の性格と日華經營の對立 西藤

雅雄(東亞經濟研究三ノ一)

支那紡績業に於ける勞働請負制度 岡部利良

(東亞經濟論叢一ノ一)

支那紡績勞働請負制度の様式 岡部利良(同

一ノ二)

支那紡績勞働請負制度の發達 岡部利良(同

一ノ三、四)

支那紡績勞働の吟味 戸田義郎(支那研究四

六)

四、其の他

絹及び崑崙氈について 藤田豊八(支那一

七ノ一)

トルコ絨氈考 内藤智秀(史學一ノ三)

棉布考 那波利貞(史林八ノ四)

人造絹絲工業報告書 中支建設資料整備委員

會編譯部(編譯彙報一九)

支那の毛織工業 中支建設資料整備委員會編

譯部(同五二)

南方纖維原料の生産について 岡部利良(東

亞經濟論叢二ノ一)

口繪解説 圖版四

綿くり

秋のどかな田舎家に、赤い前垂に濃い鼠色の絹物を着た娘と、質素な綿の着物の母親とが、綿くりにいそむ。横に二本わたしたくり棒の廻轉を利用して綿をくるのであるが、本岡では上のかくり棒を桿材の遠心力を利用して足で動かしている。重ねられた二本のかくり棒の間に實綿をはきむと、廻轉に従つて種子が分離され、綿のみが前進して籠の中に落ちるのである。筆者は綿繪の開祖として名高い鈴木春信である。(高尾一彦)



一人兩姓致  
通人について  
山田 勝美  
中島 千秋

邵子觀物内篇の論理  
朱子思想のリガリズム性  
友枝龍太郎  
清水 信良

格物致知と華嚴學  
性を中心として觀たる命の性格  
荒木 見悟

閉會の辭  
天野 鎮雄  
木村 英一

### 東方學會京都支部關係

例會 於人文科學研究所講堂 九月廿三日

佛敎の研究について  
「マルコポーロ」テキストの系譜  
長尾 雅人  
岩村 忍

### 東方學術協會關係

大阪例會 六月廿一日 於大阪俱樂部

日本古建築の鑑賞  
村田 治郎  
京都例會 七月十一日 於京大人文科學研究所

中國漫談  
內山 完造

### 自然史學關係

例會 於人文科學研究所會議室

九月十六日  
トルコ民族史の諸問題  
羽田 明

### 口繪 解說 圖版五

繰屋仲間百二十三人返答書

(寶曆三年覺帳 杭全神社藏)

當郷繰屋仲間綿實中買共願被攝

訴詔返答書

乍恐以書付返答奉言上候

一、當郷油屋并綿實中買中當郷繰屋之出來  
綿實右中買中へ買取他所賣不仕候様御願被  
申上依之御當地繰屋共右之様子御尋被爲成  
差梅も無之義候哉返答仕候様被爲 仰付難  
有乍恐書付を以奉言上候

一、繰屋商賣之儀當郷第一之儀ニ御座候故繰  
屋家數甚多御座候其外百姓くり杯大分之儀  
ニ御座候然れハ綿實ハ夥敷事ニ御座候殊綿  
實之儀ハ繰綿商賣過半之助ニ成候義ニ御座  
候得ハ高下相考何方へ成共直段宜敷方へ賣  
申候事古來より之御事ニ御座候然ル所當地  
中買中へ斗賣申候而ハ時々綿實不捌之節ハ  
夥敷差支多繰屋難儀仕候若ク様之節他所へ  
得賣不申候而ハ殊之外商賣不勝手ニ罷成候  
其上當地中買被申合思之儘ニ相場被相立候  
連茂無是非候尤大阪方日々ニ相庭取寄候と  
の義是又商賣之節ニ而如何様ニ茂被申合候  
品も無覺東奉存候其上油之相場綿實之相場  
引合不引合御座候得ハ分明ニ油之相場を以

綿實之相場ハ相知不申候殊ニ大勢之繰屋共  
方毎日大阪油相場聞合綿實賣申扨と申儀者

一向難儀御事ニ御座候凡繰屋商賣之儀者當  
郷大半ニ掛り其外是ニ而渡世仕候者難斗候

議之油屋中買ニ大分之綿實を賣口被搦候而  
ハ不勝手難儀仕候事乍恐一事を以餘ハ御

賢察被爲成可被下候然者議之油屋中買大分  
之くり屋共外百姓繰之綿實ニ御座候得ハ惣

分之差搦當郷之衰微之様ニ相成可申と奉存  
候商賣之儀ニ御座候得者古來之通廣ク仕

候様被爲 仰付被下候ハ惣繰屋并百姓等ニ

至迄御慈悲難有可奉存候以上

寶曆三酉年八月

寶曆三酉年八月

馬場町 泥堂町

八名 十一名

西脇町 セトロ町

一五名 二十二名

西町 流町

二十名 二十四名

野堂町

二十三名

御地下

數御年寄中様 但惣綿候  
人數ノ百貳拾三人  
當文書は攝津平野郷町杭全神社に保存され

ている、寶永より幕末に迄及ぶ莫大な覺帳の一節である。

本文は寶曆三年七月平野郷綿質中買と油屋仲間との返答状である。綿質は、江戸中期以後攝河に於ける綿作の發展と平行して、菜種と共に人力稼、水車稼により搾られる油及油粕の重要な原料であつた。綿織りの副産物として繰綿商賣過半の助けになると記されてゐるように、かくも重要な綿質の賣買に關し、繰屋仲間、百姓繰りの自由賣買の要望と、油屋及び中買商人の獨占買付け要求とが對立している。後者の訴狀によれば、中買が繰屋と油屋の間に立つて綿質を扱うのが古來よりの仕來りであり、彼等は又百姓が當地に持ち込んだ吹綿から出來た綿質や、大阪三郷や近國他國からの綿質をも、買取る事が出來たらしい。しかるにこの寶曆頃に、大阪には、買付けに關して獨占的な大阪油屋仲間が出來、又平野への綿も量減した事から、平野の油屋・中買は自らも又獨占的に平野郷の綿質を買付けなければ立ち行かないようになった。これに對し繰屋は中買に賣口を獨占される事は綿質價格を彼等に決定される事になり、いきおい價格の下落を覺悟せねばならないから、そ

うした油屋等の要求に對しては勿論、大阪の油の時價を見て綿質の價格を考慮しようといふ妥協案に對してさえも眞向から反對せざるを得なかつたのである。この對立こそ幕末に於ける都市商人的ギルド的強制とそれに對する農村企業の自由への要望との矛盾の激化に他ならない。當地油屋中買を獨占へとかり立てた要因が農村における百姓繰の發展にあつた一例えば「三拾年以前迄八百姓自分ニ木綿繰申儀會テ無之」(中買訴狀の一節)一如く、又繰屋が百姓繰と共通の利害の上に立つてゐる「繰之油屋中買大分之くり屋其外百姓繰」(本文)一如く、彼等が古き繁雜な封建的商業機構を破壊して一步一步自らの新しき自由な生産機構を農村に打ち立てて行つた一つの道標に他ならない。

### 編輯後記

本號は最初「近代化の經濟的基礎」というテーマで特輯する計劃であつたが、諸種の事情ではじめの意圖を、十分には果し難い結果になつてしまつた。特に中國・印度その他所謂東洋に於ける此の問題についての論稿を得られなかつたのは残念であつたが、太田英藏氏によつて、中國古代紡織技術に關する問題

作をのせる事が出來たし、日本西洋に於ける問題については、若い人達の方ある論文を收め得た。思うに、封建社會の諸種の束縛と闘いながら、社會を押し進め得た農民を描き出す事は、史林の歴史をふり返つて見て、餘り例のないことではなからうか。とも角、讀者諸氏の批判を賜われれば幸いである。  
なお次號より、會員諸氏の積極的なる投稿をお願いしたい。

### 史 林

一九五一年一月二十五日 印刷 定價一四〇圓  
一九五一年二月一日 發行

編輯 京都大學文學部内 史學研究會

代表者 織田武雄  
發行所 大阪市東區南新町一ノ六 岸本貞三郎

印刷所 京都市右京區太秦上御郡町一〇 大日本印刷株式會社工場

發行所 株式會社 教育タイムズ社  
大阪市東區南新町一ノ六 振替大阪七一九二〇番

---

## ENGLISH SUMMARY

---

### SPECIAL NUMBER

---

#### HISTORY OF TEXTILE INDUSTRY

##### The Development of Cotton Industry in Hirano-gō Settsu

*Kazuhiko Takao*

The author says that the emergency of modern society in Japan was the result of the gradual development of various branches of industry under the feudal system, where the cultivation of cereal plants was the key industry. The development of cotton production in the Yedo or Tokugawa Period was one of the significant examples of such a development. The development of cotton production has, however, a history of troublesome events. It was achieved only through the struggles fought by peasants against various barriers imposed under feudalism. Such a movement is revealed in the history of the development of cotton production in Hirano-gō, where the peasants played the role of torch-bears.

##### The Establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London

##### The So-Called Alderman Cockeys's Project

*Teruo Hoshida*

The author considers, from various angles, the situation which led to the establishment of the King's Merchant Adventurers of the New Trade of London in place of the Company of

Merchant Adventurers. In spite of the fact that this so-called "Alderman Cockeys's Project," as is generally known, is a very significant event in the history of the England of that time, it has been hitherto treated rather as a side issue. The author, who takes this event as his main theme here, thinks that this event seems so important that other contemporary events of importance, political, economic and social, had converged on it.

##### The History Silk Industry at Komatsu

*Tadakuma Iwai*

Throughout the Tokugawa Period the silk manufacturing at Komatsu, Kaga, was under the double control of the lord of Kaga on the one hand the official guild on the other. The manufacturers at Komatsu also used to receive investment from the so-called Kaga silk wholesalers in Kyoto. During the Bunka era (1804-1817) there prevailed the system where the independent weavers make fabrics from the raw silk furnished by silk merchants. The silk manufacturing at Komatsu at that time was a sort of domestic industry under the sway of wholesale merchants. It suffered from bad business in the closing days of the Tokugawa Shogunate owing to the competition with the more efficient silk manufacturing industry appeared in nearby villages and Daijōji town. This situation resulted in compelling the lord